

交運労協 FAX ニュース NO. 20

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル 3階 発行日 2016年5月23日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570 発行人 高松 伸幸

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

第9回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

安全性チェックの強化策について議論！

1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて国土交通省が設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の第9回委員会が、5月20日に開催された。

冒頭挨拶で、委員長の山内弘隆一橋大学教授は「国交省は5月13日にご遺族への説明会を行った。本委員会として、ご遺族の意向を受け止め、来月の最終とりまとめに向けて、残された検討課題についてご議論願いたい」と述べた。その後、事務局より、「今後具体化を図るべき事項」及び「引き続き検討すべき事項」として「安全性チェックの強化策」について以下の内容が説明された。

【参入時のチェック：安全に事業を遂行する能力のチェック強化】

- ① 安全投資計画・収支見積書の作成義務付け
- ② 運行管理の厳格化
 - ・運行管理者の資格要件を試験合格者に限定
 - ・運行管理者の必要選任数を20両ごとに1名、最低2名以上とする
 - ・夜間運行について「中間点呼」の実施を義務付け
- ③ 車両整備の徹底

【参入時のチェック：再参入基準の厳格化】

- ① 事業許可の再取得要件の厳格化
 - ・許可の取消処分を受けた事業者について、欠格期間を5年に延長
- ② 運行管理者・整備管理者資格の再取得要件の厳格化
 - ・運行管理者資格者証の返納命令を受けた者について、欠格期間を5年に延長

【参入後のチェック：監査の強化】

- ① 民間能力の活用による実効性の向上
- ② 監査指摘事項の速やかな是正
- ③ 処分量定・罰則の強化

【参入後のチェック：既存事業者を含む許可更新制の導入(更新期間は5年を目途)】

- ・参入時に準じ、安全に事業を遂行する能力を再度チェックし、事業遂行能力の無い事業者の退出を促進する

以上